



本康歯科ニュース



「世界中のどの歯医者に行くよりも、この歯医者に来て良かった！！」と思ってもらえる歯科医院めざして！！

医療費控除の基礎知識 歯科医院での治療費も対象です！

医療費控除は、自分自身や家族のために支払った1年間の医療費の総額が10万円を超えた場合、確定申告をすれば所得控除（税金の環付）を受けることができる制度です。

医療費控除の対象は…診察費または治療費。療養のために必要な医薬品の購入費など

●医療費控除が使える場合

- ・不正咬合の歯列矯正、インプラント治療、歯周病予防のクリーニング（PMT C）・クラウンや義歯など
- ・公共交通機関（タクシーを含む）を利用したときの交通費

●医療費控除の対象外となる場合

- ・審美を目的としたホワイトニングや歯列矯正治療・歯周病治療のための電動歯ブラシや口腔洗浄器の購入
- ・自家用車で通院したときのガソリン代や駐車場料金

医療費控除手続きのポイント

- ① その年1年（1/1～12/31）分の医療費控除は、翌年2/16～3/15の確定申告時に行います。
- ② 医療費控除を受けるためには、その支払いを証明する領収書等を確定申告書に添付するか提示することが必要です。交通費は、氏名・理由・日付・利用交通機関を明記したメモを使います。
- ③ ご家族の場合所得の多い方が、医療費控除を申請したほうが還付額が多くなります。万が一、申請し忘れたり、制度を知らなかったりした場合でも、5年以内であれば遡って申請ができます。

申告の際に領収書や交通費の支払いメモが必要になります。面倒がらず、きちんと保管しておきましょう。

あなたも
“歯科通”に
なれる…!?



歯医者が出題する

歯とお口のクイズ

- 「日本」では、子供の歯が抜けると“下の歯は屋根の上に、上の歯は縁の下に投げる”という風習がありますよね。一方、「欧米」では、子供の抜けた歯を“枕の下に置いて寝ると、●●が歯を集めて来て代わりにコインを置いていく”という言い伝えがあります。そこで今回はこんな問題を出題！



“歯を集めて代わりに
コインを置いていく
●●”とは、次のうち
どれでしょうか？

